

## 第12回 香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和2年4月27日(月) 8:40~8:55

場所 県庁本館12階大会議室

### 議題1「新型コロナウイルス感染拡大防止のための香川県における緊急事態措置等について」

#### 本部長(知事)から資料に沿って説明

本県においては、4月14日の「香川県緊急事態」宣言、17日の本部会議において、県民の皆様に対し、いわゆる特措法に基づく外出自粛の要請、また、大型連休中の都道府県をまたいだ不要不急の外出自粛要請を行っているところである。

また、営業する事業者の皆様に対しては、適切な感染防止対策を講じるようお願いしているところである。

一方、先週、4月22日の国の専門家会議で「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」が取りまとめられ、「外出自粛が要請されているなかで、公園やスーパーなどにおいて週末に多くの人が集まっている場での感染対策の必要性が課題となっている」などと指摘されているところである。

これを受け、23日、国から「商店街やスーパーマーケット等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について」通知が発出され、商店街やスーパーマーケットに行くこと自体は安定的な生活の確保のために必要なことではあるが、分析・提言を踏まえ、その場合においても、事業者において、適切な感染拡大防止策が講じられるよう、法第24条第9項に基づく協力の要請を行うよう依頼があった。

本県においても、適切な感染防止対策として3密防止のために、店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)を呼び掛けていたが、この度の国の方針を踏まえ、香川県における緊急事態措置として、法第24条第9項に基づき、商店街やスーパーマーケット等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施を協力要請するものである。

具体的には、

#### (1) 商店街・スーパーマーケットにおける対策として、

##### ①事業者に対しては、

- ・通常の来店客数を大幅に上回るなど、人が密集する状況となった場合には適切に入場制限を行うとともに、一方通行の誘導を行う
- ・入店や会計を待つ際において行列位置の指定を行うなどして、人と人との距離を適切にとる(Social distancing:社会的距離)
- ・人が触りやすい扉や共用部の定期的な消毒、入店前後における手指衛生等を徹底する
- ・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染防止に努める

##### ②住民に対しては、

- ・買い物に出掛ける人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避けることを要請する。

#### (2) 公園等における対策としては、

①住民及び施設管理者に対し、

- ・少人数で混雑時を避け、人と人の距離を適切にとる
- ・地域での話し合いなどにより、使い方の工夫、感染対策について利用者への協力を呼び掛けることを要請する。

なお、先週4月25日（土）、26日（日）が、大型連休を控えた週末ということもあり、速やかに県民の皆様、事業者の皆様にお知らせする必要があると考え、4月24日付けで、香川県商店街振興組合連合会、大型小売店舗をもつ事業者、県内市町に対し、この件に関する協力要請を実施していることを報告する。

いずれにしても、これまでも県民の皆様、事業者の皆様には、外出の自粛要請や適切な感染拡大防止策を講じていただくようお願いしているところであるが、特に、これから本格的な大型連休に入っていくことになるので、一層の徹底をお願いしたい。

## 議題2「県の新型コロナウイルス感染症対策の現況について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

### 本部長発言

各部局においては、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた、必要な対応をスピード感を持って講じていっていただきたい。

## 議題3「新型コロナウイルス感染症対策（令和2年度4月補正予算（案））について」

政策部長から資料に沿って説明

### 本部長発言

非常事態という大変厳しい状況が続いており、緊張感を持って対応していただきたい。

また、補正予算成立後は、対策の効果が早期に発現されるよう、速やかな予算執行をお願いする。各部局においては、引き続き、国や他県からの情報収集に努めるとともに、今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた必要な対策について、きめ細かく検討いただきたい。

県民生活の安全・安心の確保を図るため、引き続き、各部局が一丸となり、気を引き締めて、事態に当たっていただき、感染拡大防止のために全力を傾けていただきたい。